



# 宮 崎 県 公 報

平成30年2月26日(月曜日) 第 2973 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

告 示	頁
○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1	
○歳入の徴収又は収納の事務の委託…………… (子ども家庭課) 1	
○保安林の指定の解除の予定…………… (自然環境課) 1	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 1	
教育委員会告示	

○宮崎県指定有形文化財の指定…………… 2
公安委員会規則
○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 2
選挙管理委員会告示
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 2
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 2

## 告 示

### 宮崎県告示第 336号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。  
平成30年2月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎善仁会病院	宮崎市新別府町江口 950番地1

#### 2 救急病院等の認定の有効期間

平成30年3月1日から平成33年2月28日まで

### 宮崎県告示第 337号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の徴収又は収納の事務を次のとおり委託した。

平成30年2月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した徴収又は収納事務	委託先	委託期間
母子父子寡婦福祉資金 違約金	弁護士法人 一番町総合法律事務所	平成30年2月1日から 平成30年9月30日まで

### 宮崎県告示第 338号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年2月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 解除に係る保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字加草字本山3761-1(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 解除の理由 道路用地とするため  
(「次の図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 339号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年2月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
木 城 町	板 谷 - 1	II-1-6147	急傾斜地の崩壊
	板 谷 - 2	II-1-6148	急傾斜地の崩壊
	板谷-2-新②	II-1-6148-新②	急傾斜地の崩壊
	板 谷 - 3	II-1-6182	急傾斜地の崩壊
	板 谷 - 4	II-1-6202	急傾斜地の崩壊
	板谷-4-新①	II-1-6202-新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第 1 号

宮崎県文化財保護条例 (昭和31年宮崎県条例第15号) 第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり宮崎県指定有形文化財に指定する。

平成30年 2 月 26 日

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者
県指定有形文化財	旧二見家住宅	宮崎市高岡町内山 3627番地	宮崎市

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 2 月 26 日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県公安委員会規則第 3 号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則 (昭和35年宮崎県公安委員会規則第 8 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(高速道路交通警察隊長の権限) 第12条の 2 法第 114条の 3 の規定に基づき、法の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道等に係るものは、警察本部高速道路交通警察隊長に行わせる。	(高速道路交通警察隊長の権限) 第12条の 2 法第 114条の 3 の規定に基づき、法の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道等 ( <u>東九州自動車道の日南北郷インターチェンジから日南東郷インターチェンジまでの間を除く。</u> ) に係るものは、警察本部高速道路交通警察隊長に行わせる。

附 則

この規則は、平成30年 3 月 11 日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第 3 号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第 76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第 162号) 第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあっては、その 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあっては、その 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成30年 1 月 29 日現在次のとおりである。

平成30年 2 月 26 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 18,533人

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあっては、その 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあっては、その 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) 215,831人

宮崎県選挙管理委員会告示第 4 号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が 40 万を超え 80 万以

下の場合にあっては、その 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあっては、その 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成30年 1 月 29 日現在次のとおりである。

平成30年 2 月 26 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

東臼杵郡選挙区

8,115人